

特 記 仕 様 書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 1 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

- 1 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(交通安全管理)

- 1 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者、及び所轄警察署との打合せを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先及び電話番号等を記入しなければならない。

(施工管理等)

- 1 業務写真は、同一箇所で完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。
- 2 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を適切に施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 3 作業完了時には、監督員の検査を受けること。

(河川巡視)

河川巡視は水草の大量発生を未然に防ぐことを目的としており、2名編成により月に2回程度実施する。当初においては、延べ10回（2時間／回）を見込んでいる。

巡視は車両（ライトバン等）搭乗により陸上から行うことを基本とするが、道路幅員が狭小等、走行・進入が不可能な区間においては徒歩により実施すること。

陸上からの確認が困難である場合は、船上（作業船）から行ってもよいこととし、協議により必要と認められる場合は、変更契約の対象とする。

なお、巡視により水草を発見した場合は、直ちに除去の準備にかかることとする。

(一般廃棄物の搬出)

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

なお、搬出先は次のとおりとする。

受入場所：有限会社佐々木エンジニア

平均運搬距離：16.6km

- 2 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了したときには、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 草木類の取扱いについては、上記法律等、関係法令を遵守すること。
- 5 水草除去として、作業実績により変更契約を行うものとする。ただし、河川巡視・除去作業を怠り、監督員の再三の指示に従わないなど、大量発生の原因が明らかに請負者側に起因するものであったと認められる場合は、変更契約の対象としないことがある。

（検査の取扱い）

本業務において、施工後に変状等が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、再施工義務の対象外とする。

（作業報告義務）

作業箇所ごとに、完了後は速やかに別紙様式1号「実績日報報告書」、別紙様式2号「実績日報」及び別紙様式3号「実績日報写真」をメール等により報告しなければならない。（現場状況及び作業内容により標準的な作業と異なることが認められる場合は、監督員との協議により実績による精算も可能とするため。）

なお、作業報告義務を履行できていない業務については、業務実績に含めることができないものとする。

（提出書類）

業務完了時には、各種報告書、廃棄物の処理に関する帳票及び出来形図を提出すること。なお、出来形図の作成が困難な作業については監督員と協議をすること。また、図面作成にあってはCAD製図基準に準拠する必要はない。

作業内容により材料使用がある場合は、材料の品質等を証明する書類等を提出すること。

（散在塵芥の収集）

- 1 施行箇所内の傘、空き缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集した後、1箇所ないし2箇所に集積すること。
- 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 1 本業務は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所ごとに日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて

補正を行うことができるものとする。

- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）又は環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事するもののことであり、本工事においては延べ人数10人を見込んでいる。
- 2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に1部提出しなければならない。

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象業務）

- 1 本業務は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象業務であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な業務の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本業務の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：10.64%

- 2）現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.08%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第 7 条 2 号イ、ロ及び第 1 5 条第 2 号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

発注者 殿

週間作業予定表

委託業務名：

委託業務箇所：

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船等	作業箇所	備考
先週の実績	(月)	～	h	人	隻		
	(火)	～	h	人	隻		
	(水)	～	h	人	隻		
	(木)	～	h	人	隻		
	(金)	～	h	人	隻		
	(土)		h	人	隻		
	(日)		h	人	隻		
	小計		0.0 h	0 人	0 隻		
実績	累計		0.0 h	0 人	0 隻	(先週まで累計)	
	契約数		h	人	隻		
	業務進捗率		%	%	%		
今週の予定	(月)	～	h	人	隻		
	(火)	～	h	人	隻		
	(水)	～	h	人	隻		
	(木)	～	h	人	隻		
	(金)	～	h	人	隻		
	(土)		h	人	隻		
	(日)		h	人	隻		
	小計	日	0.0 h	0 人	0 隻		

- ・作業員は、作業船・作業車両を運転する普通船員・運転手等を含む人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 ☐ 承認します。
☐ その他（ ）
令和 年 月 日

(記入例)
発注者 殿

週間作業予定表

委託業務名：

委託業務箇所：

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船	作業箇所	備考
先週の実績	4月1日 (月)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	川原田橋上流左岸	記入例
	4月2日 (火)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月3日 (水)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
	4月4日 (木)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月5日 (金)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・全域巡視	
	4月6日 (土)		h	人	隻		
	4月7日 (日)		h	人	隻		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		
実績	累計		80.0 h	10 人	5 隻	(先週まで累計)	
	契約数		640.0 h	80 人	40 隻		
	業務進捗率		13 %	13 %	13 %		
今週の予定	4月8日 (月)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	飯尾川橋大橋右岸	記入例
	4月9日 (火)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月10日 (水)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸・川原田橋	
	4月11日 (木)	～	h	人	隻	作業無し	
	4月12日 (金)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点・全域巡視	
	4月13日 (土)		h	人	隻		
	4月14日 (日)		h	人	隻		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		

- ・作業員は、作業船・作業車両を運転する普通船員・運転手等を含む人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 ☐ 承認します。
☐ その他 ()
平成 年 月 日

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備 考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備 考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報総括表

作業場所	宮川内谷川
委託業務名	R 2 徳土 宮川内谷川他 板・唐園他 河川維持業務
委託業務箇所	板野郡板野町唐園他
現場責任者	〇〇〇〇

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備 考
	普通作業員	水草除去作業	8.0 h	1.0 人	
	特殊作業員	クレーン運転	8.0 h	1.0 人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備 考
	ラフテレンクレーン	10t吊	8.0 h	1.0 日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0 人	0		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0 人	0		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実 績 日 報 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：
集合写真	
作業機械実績	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：
作業機械写真	
その他材料写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影その他材料名：
その他材料写真	

実績日報

作業日		
作業場所		
委託業務名		
委託業務箇所		
現場責任者		

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績	徳島 太郎	8:00～17:00	8.0 h	1 人	普通作業員	水草除去作業	
	徳島 花子	8:00～17:00	8.0 h	1 人	特殊作業員	クレーン運転	
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		16.0 h	2 人	0		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績	ラフテレンクレーン	8:00～17:00	8.0 h	1 人	10t吊	荷揚げ作業	
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		8.0 h	1 人	0		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実 績 日 報 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	撮影場所：〇〇〇川 撮影時刻：〇〇:〇〇 撮影作業員名： 普通作業員 〇名 特殊作業員 〇名 10t吊フアレンクレーン 〇台
集合写真	
作業機械実績	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：
作業機械写真	
その他材料写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影その他材料名：
その他材料写真	